

放課後キッズクラブ運営法人からの補助金の返還について

瀬谷区内の小学校の放課後キッズクラブにおいて、現場責任者であった主任（60代、男性。平成28年5月～29年9月在職）が、運営法人から小口現金として渡された運営費の一部を不適切に処理していたことが、運営法人が経理処理の確認を行っている中で判明しました。このため、平成28年度に交付した補助金の交付決定を一部取り消し、当該額について返還請求を行います。

1 経過

- (1) 9月5日（火）今年度運営法人から、29年7月に6月分の小口現金の管理・確認作業を行っている中で当該不適切な支出について発見したため、事業者内部で確認を行っている旨の報告が瀬谷区にありました。
- (2) 9月7日（木）上記情報を受け、瀬谷区から昨年度運営法人に対し、28年度の補助金について同様の事案がなかったかの調査を指示しました。
- (3) 9月19日（火）今年度運営法人から瀬谷区に調査結果の報告がありました。
- (4) 9月21日（木）昨年度運営法人から瀬谷区に調査結果の報告がありました。
- (5) 9月22日（金）瀬谷区から瀬谷警察署へ本件について相談しました。
- (6) 10月3日（火）瀬谷区、こども青少年局が昨年度運営法人に赴き、昨年度の領収書に不適切な処理によるものが含まれていないか改めて確認しました。

2 事案の概要

- (1) 放課後キッズクラブの運営に係る補助金は、区から運営法人に交付し、年度毎に精算しています。
- (2) キッズクラブの現場を統括する主任は、平成28年5月から昨年度運営法人に雇用されましたが、28年7月頃から、1か月分の雑費や児童のおやつ購入のために支給されていた「小口現金」について、私的な物品の購入に係る領収書を運営費用として提出したり（食料品、雑誌等）、領収書の金額を改ざんしたりする等の不適切な経理処理を行っていました。
- (3) 昨年度運営法人は、毎月の小口現金の管理・確認作業の中で当該不適切な処理を発見することができず、当該支出額を含めて、瀬谷区に対して年度末に運営費補助金の実績報告を行いました。
- (4) 当該放課後キッズクラブの運営法人は、運営期間の満了に伴い、平成29年4月に今年度運営法人に変更となりましたが、当該主任は今年度運営法人に改めて雇用されました。
- (5) 当該主任は、今年度についても同様に、1か月分の雑費や児童のおやつ購入のために支給されていた「小口現金」について、私的な物品の購入に係る領収書を費用として提出したり（食料品、雑誌等）、領収書の金額を改ざんしたりする等の不適切な経理処理を行っていました。

3 返還を求める額

143,707円

当該額について、瀬谷区長が補助金の一部について交付決定を取り消し、10月中を期限として返還請求を行います。

【参考】平成29年度（4月～6月分）に不適切な処理があった額 132,868円

今年度運営法人が当該主任に賠償を請求しています。現時点では事業実施途中（補助金精算前）であり、当該額については補助金として市には請求されないため、本市に損害は生じません。

4 原因

当該放課後キッズクラブにおける小口現金を主任が一人で管理しており、クラブ内のチェック機能が十分に働いていませんでした。また、昨年度運営法人は、毎月の小口現金の使途の確認、年度末の補助金精算時の確認が不十分でした。

5 再発防止のための取組

キッズクラブが管理する金銭について、①現金の管理取扱は必ず複数で行うこと、②物品の購入や納品等に関するダブルチェックを行うこと、③事業所における毎月の小口現金の適正な使途の確認及び補助金の実績報告時の確認の徹底について、市内で放課後キッズクラブを運営するすべての法人に通知します。

【参考】

(1) 放課後キッズクラブとは

すべての子どもたちを対象に、小学校施設を活用して「遊びの場」と「生活の場」を兼ね備えた安全で快適な放課後の居場所を提供することを目的として実施している事業です。

クラブの運営主体は、社会福祉法人やNPO法人、学校法人、株式会社などの法人が担い、市は運営主体に対して運営に係る補助金を交付しています。

(2) 放課後キッズクラブ事業補助金交付要綱（抜粋）

第12条 区長は、次のいずれかの事情が生じたときは、交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 実績報告書その他の書類を確認した結果、虚偽又は不正な手続によって補助金の交付を受けたものと認められるとき。
- (2) この要綱及び実施要綱等に違反したとき。
- (3) キッズクラブ事業実施方法が不相当であると区長が認めたとき。
- (4) 実施要綱に定める条件を欠くに至った場合、その他キッズクラブ事業を補助する必要がなくなったと区長が認めたとき。

(中略)

第13条 区長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 区長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

お問合せ先
(本事案について) 瀬谷区こども家庭支援課 学校連携・こども担当課長 金子 利恵 Tel 045-367-5790 (放課後キッズクラブ事業について、再発防止策について) こども青少年局放課後児童育成課長 茨 志麻 Tel 045-671-4151